

介護保険事業者 指定基準と報酬体系

訪問介護

【目次】

1 訪問介護とは	・・・・・・・・・・・・	P 1
2 人員基準	・・・・・・・・	P 4
3 設備基準	・・・・・・・・	P 1 3
4 運営基準	・・・・・・・・	P 1 3
5 介護報酬の算定構造	・・・・・・・・	P 2 1
6 基本部分について	・・・・・・・・	P 2 2
7 身体介護中心型	・・・・・・・・	P 2 5
8 生活援助中心型	・・・・・・・・	P 2 8
9 通院等乗降介助	・・・・・・・・	P 2 9
10 加算及び減算	・・・・・・・・	P 3 6
11 共生型訪問介護	・・・・・・・・	P 4 7
12 自主点検調査	・・・・・・・・	P 4 9

【基準・解説通知一覧】

項目	種類	名稱	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 等に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	居宅基準
	解説通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス 等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解説通知

令和元年度
新規(更新)指定介護保険事業者研修

1 訪問介護とは

【訪問介護とは】

- 介護保険における訪問介護とは、居宅要介護者に対し、その居宅において行われる日常生活上の世話をいう。

この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する経費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第十一項及び第十九項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他命令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護の他の日常生活上の世話をあって、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・臨時対応型訪問介護看護（第五章第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

介護保険法第8条第2項

【サービス提供の場所】

- サービス提供場所は利用者の居宅が原則であるが、次の施設の居室においても訪問介護の提供が認められている。
 - ・養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
 - ・経費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）
 - ・有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第二十条の六に規定する経費老人ホーム（以下「経費老人ホーム」という。）及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とする。

介護保険法施行規則第4条

○ 「居宅」については社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものにつ

いては、上記の施設を除き、「居宅」には含まれない（したがって~~介護報酬の支払対象外となる~~）。

【Q】 ケア付き住宅、宅老所等と称しながらも、一室に多数の高齢者を収容し、或いは極めて狭隘な個室に高齢者を収容した上で、同一施設内や近隣に設置した指定訪問介護事業所等から居宅サービスを提供している事例があるが、このようなサービスの形態も介護保険の対象として認められるものなのか。

【A】

- 1 介護保険法においては、「訪問介護」を始めとする居宅サービスは、「居宅」と「経費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室」において行われることとなる。
- 2 ここで省令で定める施設を居宅に含めている趣旨は、いわゆる施設に相当する場所に所在する要介護者等についても、居宅に準ずるものとして一定の水準にある施設に居住する場合

- 3 则ち、「居宅」の範囲については、特段の数値基準等による定義を置いていないものの、法文上、当然に社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、居宅に含まれる施設として省令で定められた経費老人ホームと有料老人ホームを除き、「居宅」に含まれないこととなる。
- 4 従つて、いかゆるケア付き住宅等と設置者が析するものであつても、
 - ・どのような生天空間か
 - ・どのような者を対象としているか
 - ・どのようにサービスが提供されているかなどといった観点も踏まえつつ総合的に判断して、「施設」としての実態を有していると認められる場合には、上述の省令で規定する施設に含まれないものである以上、介護保険でいう居宅サービスには当たらず 居宅介護サービ
 - ス費の支払対象外となる。

- 運院・外出介助については、居宅におけるサービスを含む一連のサービスとみなしうることが必要であり、居宅以外でのサービス行為のみをもって訪問介護費の算定はできない。
 - 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第1123号）第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものとは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもつて訪問介護として算定することはできない。
- 以下の者が行うサービスが、指定訪問介護として介護報酬の対象となる。
 - ・介護福祉士
 - ・介護職員初任者研修課程修了者
 - ・介護職員基礎研修課程修了者
 - ・訪問介護員養成研修1級課程修了者
 - ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 等

- 介護保険最新情報 Vol.123(平成14年3月19日) 介護保険最新情報 Vol.123(平成14年3月19日)
- 必要であり、居宅以外でのサービス行為のみをもって訪問介護費の算定はできない。
 - 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第1123号）第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものとは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもつて訪問介護として算定することはできない。
- 以下の者が行うサービスが、指定訪問介護として介護報酬の対象となる。
 - ・介護福祉士
 - ・介護職員初任者研修課程修了者
 - ・介護職員基礎研修課程修了者
 - ・訪問介護員養成研修1級課程修了者
 - ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 等

- 法第八条第二項及び（旧介護保険法）第八条の二第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。
 - 一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事
 - 二 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」） 当該介護員養成研修事業者
- 介護保険法施行令第3条

【訪問介護の内容】

- 入浴、排せつ、食事等の介護
 - ・ 調理、洗濯、掃除等の家事（単身世帯又は同居家族等の障害・疾病等のため自ら行うことが困難であり、かつ日常生活上必要なもの）
 - ・ 生活等に関する相談及び助言
 - ・ その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話
- 法第八条第二項の厚生労働省で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が自身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害・疾病等のため、これらの者が自ら行うことなどが困難な家事であって、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第十七条の五において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。
- 介護保険法施行規則第5条

2 人員基準

職種名	資格要件	配置要件
管理者	特になし	・常勤職員であること。 ※管理者の業務に支障がない場合には、当該訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務と兼務可。ただし、併設の入所施設において、入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務はできない。
サービス提供責任者	・介護福祉士 ・介護職員実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・看護師、准看護師	・常勤・專従であること。（当該訪問介護事業所の管理者とは兼務可。） ・指定訪問介護の職務に從事する者の中から選任すること。 ・利用者が40又はその端数を増すごとに1人以上の人數上の人数を確保すること。 ※一定の要件を満たす事業所については利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上の人数とすることができる。
訪問介護員等	・介護福祉士 ・介護職員初任者研修課程修了者 ・介護職員実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 ・看護師、准看護師	・事業所ごとに、常勤換算数で2.5以上の数が確保されること。 ※訪問介護員等には、サービス提供責任者を含む。 ※生活援助従事者研修修了者は、生活援助中心型サービスのみ從事可能。 ※常勤換算方法※ 従業者の1週間の総延べ勤務時間数から当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数を割った数

- 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに受けなければならない。
- 事業所指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに受けなければならない。
- 例外的な位置付けである出張所（サテライト事業所）設置が認められるかどうかは、個別判断となる。
- 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができます。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。
- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなつた場合に、主たる事業所から急速代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的に対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

【事業所指定の単位】

- 「事業所指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに受けなければならない」とは、原則としてサービス提供の拠点ごとに受けなければならない。
- 「事業所」には、サービス提供責任者としなければならない。
- ② 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。
- ③ 居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする。
- ④ 非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数の2分の1に達していること。
- 「専ら従事する」とは？
- 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう
- * この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別の別を問わない。

【サービス提供責任者の配置基準】

- サービス提供責任者の配置を可能とする。

① 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。
なお、これについては、指定訪問介護事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、1人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。
イ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。
ロ 利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。
ハ 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0、1人として計算すること。
② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができるることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。
なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(3.2時間を下回る場合は3.2時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならぬ。
イ 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)以上とする。
ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

- a 利用者の数が40人超200人以下の事業所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる

b 利用者の数が200人超の事業所

常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上 従つて、具体例を示すと別表1に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者の数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

- ③ サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者であって、原則として常勤のものから専任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。
イ 専ら指定訪問介護の職務に從事する者であること。
ロ イにいかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複数対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。この場合、それぞれの職務については、同時並行に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者については、それぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。

利用者の数 (前3月の平均値)	常勤換算方法としない場合 に必要となるサービス提供 責任者(ア)	常勤換算方法を採用する 事業所で必要となる常勤 のサービス提供責任者 (イ)
40人以下	1	1
40人超80人以下	2	1
80人超120人以下	3	2
120人超160人以下	4	3
160人超200人以下	5	4
200人超240人以下	6	4
240人超280人以下	7	5
280人超320人以下	8	6
320人超360人以下	9	6
360人超400人以下	10	7
400人超440人以下	11	8
440人超480人以下	12	8
480人超520人以下	13	9
520人超560人以下	14	10
560人超600人以下	15	10
600人超640人以下	16	11

～具体的な計算例～

【例 1】利用者の数（前 3 ヶ月の平均値）が 5・5 人の事業所の場合

■ 【1】常勤換算方法を採用しない事業所で必要となるサービス提供責任者数

「利用者の数が 4・0 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」なので、常勤のサービス提供責任者が 2 人必要。（別表 1 の（ア）の員数）

■ 【II】常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者数

① 常勤換算方法により必要となるサービス提供責任者の員数は、「利用者の数を 4・0 で除して得られた数（小数第 1 位に切り上げた数）以上」なので

$$= 5 \div 4 = 1, 3\bar{7}5 \cdots \div 1, 4$$

② ①のうち、常勤のサービス提供責任者の必要員数は、「常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から 1 を減じて得られる数以上」なので、

$$= 【1】 - 1 = 2 - 1 = 1 \text{ 人} = 1 \text{ 人}$$

（別表 1 の（イ）の員数）

$$= ① - ② = 1, 4 - 1 = 0, 4$$

ただし、非常勤のサービス提供責任者は、常勤換算方法で必ず 0・5 以上となるため、配置すべき最低員数は、常勤のサービス提供責任者が 1 人、非常勤のサービス提供責任者が常勤換算方法で 0・5 以上となる。

【例 2】利用者の数（前 3 ヶ月の平均値）が 2・6 6 人の事業所の場合

■ 【1】常勤換算方法を採用しない事業所で必要となるサービス提供責任者数

「利用者の数が 4・0 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」なので、常勤のサービス提供責任者が 7 人必要。（別表 1 の（ア）の員数）

■ 【II】常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者数

① 常勤換算方法により必要となるサービス提供責任者の員数は、「利用者の数を 4・0 で除して得られた数（小数点第 1 位に切り上げた数）以上」なので

$$= 2\bar{6}6 \div 4 = 0 = 6, 6\bar{5} \cdots \div 6, 7$$

② ①のうち常勤のサービス提供責任者の必要員数は、利用者の数が 2・0 0 人超の事業所の場合は、「常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（1 の位に切り上げた数）以上」なので、

$$= 【1】 \times 2 / 3 = 7 \text{ 人} \times 2 / 3 = 4, 6\bar{6} \cdots \div 5 \text{ 人} = 5 \text{ 人} = 5 \text{ 人}$$

（別表 1 の（イ）の員数）

$$= ① - ② = 6, 7 - 5 = 1, 7$$

【Q】最低基準を上回る員数のサービス提供責任者を配置しようとする場合、非常勤の訪問介護員を置くことはできるか。

【A】可能である。ただし、この場合の非常勤のサービス提供責任者についても、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（3 時間を下回る場合は 3・2 時間を基本とする）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 69)

【Q】非常勤のサービス提供責任者が、指定訪問介護事業所において勤務する時間以外に、他の事業所で勤務することは差し支えないか。

【A】差し支えない。例えば、所定労働時間が 4・0 時間と定められている指定訪問介護事業所において、3・0 時間勤務することとされている非常勤の訪問介護員等を、（常勤換算算 0・75 の）サービス提供責任者とする場合、当該 3・0 時間に於いては、指定訪問介護事業所の職務に専ら従事する必要があるため、他の事業の職務に従事することはできないが、それ以外の時間について、他の事業（介護保険法における事業に限らない。）の職務に従事することができる。

平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 79)

【サービス提供責任者の配置基準の緩和について】

○ 次の要件を満たす場合にはサービス提供責任者の配置基準を「利用者の数が 5・0 又はその端数を増すごとに 1 人以上」とすることができます。（※要件にあてはまらない事業所については既来の基準に従うこと。）

常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として從事する者を 1 人以上配置している指定訪問介護事業所であって、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的にに行われていることにより、サービス提供責任者が担当する利用者を増やすことに支障がないと認められる事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 5・0 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができます。

イ 「サービス提供責任者の業務に主として從事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行つたサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が、1 月あたり 3・0 時間以内であること。

ロ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のようないきめ細かいものである。

・訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること

・利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等の IT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること

・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者たちが不在時に別のサービス提供責任者が補完するとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者に配置するなどを可能としていること。

この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、②の規定に開わらず、別表 2 に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

基準解釈通知

（別表2） 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数 （居宅基準第5条第5項の規定の適用を受ける指定訪問介護事業所の場合）	
利用者の数	居宅基準第五条第五項の規定の適用を受ける訪問介護事業所が、常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

50人以下	3	3
50人超100人以下	3	3
100人超150人以下	3	3
150人超200人以下	4	3
200人超250人以下	5	4
250人超300人以下	6	4
300人超350人以下	7	5
350人超400人以下	8	6
400人超450人以下	9	6
450人超500人以下	10	7
500人超550人以下	11	8
550人超600人以下	12	8
600人超650人以下	13	9

【Q】一定の要件を満たす指定訪問介護事業所が、サービス提供責任者の人員配置を「利用者50人に対して1人以上」とする場合、都道府県知事に対する届出が必要となるのか。

【A】一定の要件を満たす指定訪問介護事業所が、サービス提供責任者の人員配置を「利用者50人に対して1人以上」とすることについて、都道府県知事に対する届出は要しない。
ただし、一定の要件を満たすことと証明する資料等について、当該指定訪問介護事業所に整備しておくことが必要である。
なお、指定訪問介護事業所に係る指定申請にあたり、都道府県知事に提出しなければならない事項の1つとして、「サービス提供責任者の、生年月日、住所及び経歴」があるため、サービス提供責任者の人員配置の見直しに伴い、当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者を減員する場合には、都道府県知事に対する変更届が必要である。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

【Q】サービス提供責任者の人員配置を「利用者50人に対して1人以上」できる要件のうち、サービス提供責任者が行う業務の省力化・効率化に係る取組として、解説通知に規定された取組は、全て行う必要があるのか。

【A】「業務の省力化・効率化に係る取組には、業務支援ソフトやタブレット端末などの活用による省力化・効率化をはじめ、利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（いわゆる「チーム制」）など、業務体制の工夫により個々のサービス提供責任者の業務負担の軽減に係る取組も含まれるものであり、いずれかの取組を行うことにより、当該要件を満たすものである。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

【参考】指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数について

基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 第5条第1項 指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。		【拡張】 解説通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」 【拡張】
<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 訪問介護員等の員数</p> <p>① 指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。</p> <p>② 勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等（以下「登録訪問介護員等」という。）についての勤務延時間の算定について、次のとおりの取扱いとする。</p> <p>イ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の<u>週当たりの平均稼働時間</u>（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p> <p>ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない場合、イの方法によつて<u>勤務延時間数の算定を行うこと</u>が適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できる場合においても、<u>勤務表上の勤務時間のみ（注1）</u>を勤務延時間数が入ること。なお、この場合においても、<u>勤務表上の勤務時間数</u>は、サービス提供の実績に即したものでのなければならぬ（注2）ため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合は、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p>		

- 注1 確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間とは、当該登録訪問介護員等が実際に訪問介護を提供できる時間（サービス提供時間及び移動時間）をいいます。例えば、契約書等において週当たり20時間勤務と記載されても、他の事業所等で勤務しているなどの理由で実際に稼働できる時間が10時間であれば、勤務表に明記される時間は10時間となります。
- 注2 勤務表上の勤務時間数は、サービスの実績に即したものではないばばならないとは、勤務表に記載された時間と事業所におけるサービス提供の実績に乖離があつてはならないことをいいます。例えば、当該事業所におけるサービス提供時間が月当たり250時間であるにも関わらず、勤務表上に予定される勤務時間として月当たり400時間を記載することは、勤務時間と実態が乖離しており、勤務表上の勤務時間の適正化の指導対象となります。

○ 適正に利用料等を受領しなければならない。 居宅基準第 20 条

- ① 利用者負担として、利用料（介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）の支払を受けなければならぬ。
- ② 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に、その利用者がから支払いを受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。また、保険外サービスについては、介護保険の訪問介護とは明確に区分する必要がある。
- ③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外で行う場合の交通費（移動に要する実費。積算の起点は「通常の実施地域を超えた地点から」。）の支払を受けることができる。

交通費の支払を受けるためには、運営規程に金額を明記し、重要事項を説明する際に利用者又はその家族に対して具体的に説明し、同意を得ておかなければならない。

同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者がから支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の地方への振替等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支ええない。

イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。

居宅基準解釈通知

○ 領収証を交付しなければならない。 介護保険法第 41 条第 8 項

- 利用者から指定居宅サービスとの他のサービスの提供に要した費用の支払いを受けた場合は、利用者に対して利用回数、費用区分等を明確にした領収書を交付しなければならない。
～領収証の取扱い～
 - ・ 口座引き落としの場合にも必要。
 - ・ 利用料が医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられる領収書を発行する必要がある。

→「介護保険制度下での居宅サービス等の対応に関する医療費控除の取扱いについて」

(平成 28 年 10 月 3 日厚生労働省老健局振興課事務連絡)

参照介護保険最新情報 Vol.565(平成 28 年 10 月 3 日)

- 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスとの他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。
～領収証の取扱い～
 - ・ 介護保険法第 41 条第 8 項に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

介護保険法施行規則第 65 条

～介護保険給付対象外のサービスについて～

保険給付対象とならないサービスを行う場合、保険給付対象となるサービスとの掛け分けを明確にして実施すること。（外部の者等から見れば、指定訪問介護では算定できないサービスを不正に介護報酬請求しているのではないかといった疑念が生じやすい。）

なお、本来、保険給付対象サービスであるにもかかわらず、支給限度額を超過するためなどといった理由で保険外事業として介護報酬の基準額より著しく低い利用料でサービスを行うことは不適切である。

○ サービス提供証明書の交付 居宅基準第 21 条

- 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

○ 訪問介護計画を作成しなければならない。 居宅基準第 24 条

- サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、次の内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。
 - 指定訪問介護計画の目標、利用者の状況を把握・分析して、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、援助の方向性や目標を明確にすること。
 - 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、具体的なサービスの内容：担当訪問介護員の氏名、サービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。
 - 訪問介護計画の作成に当たっては、下記①～④に留意する必要がある。なお、訪問介護計画の変更についても、同様に①～④を実施すること。
 - ① 訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - ② サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - ③ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際は、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
 - ④ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。実施状況や評価についても利用者又はその家族に説明を行うこと。

【Q】訪問介護計画に位置づけられる具体的なサービス内容とは何を指すか。

【A】訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老字第10号）を参照されたい。

なお、同通知の別紙1の1－0（サービス準備・記録等）及び2－0（サービス準備等）の時間は、所要時間に含まれるものである。

【Q】利用者の当日の状況が変化した場合であっても、所要時間の変更は、計画に位置づけられた時間であるため、変更はできないのか。

【A】例えば、訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、全身浴に加えて排泄介助清拭を提供した場合や訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、全身浴が運搬を図り、介護支援専門員が必要と認める（事後に介護支援専門員が必要であつたと判断した場合を含む。）範囲において、所要時間の変更は可能である。

なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、必要な変更を行うこと。

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.69)

○ 同居親族に対してサービス提供をさせてはならない。 居宅基準第 25 条

～訪問介護員の別居の親族に対するサービス提供～

別居親族に対するサービス提供は禁止されていないものの、ホームヘルパーとしての業務と親族としての介護との区別が曖昧になるおそれがあり、望ましくない。

○ 緊急時等の対応 居宅基準第 27 条

訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供をおこなっているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

○ 事故発生時の対応 居宅基準第 37 条

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ③ 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

○ 管理者等は、定められた責務を果たさなければならぬ。 居宅基準第 28 条

- ① 管理者の責務
 - 従業者及び業務の一元的管理
 - 従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令
 - サービス提供責任者の責務
 - 訪問介護計画の作成
 - 利用申込みに係る調整
 - 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握
 - 居宅介護支援事業者等への訪問介護の提供より賠償した情事証拠
 - サービス担当者会議への出席等による居宅介護支援事業者等との連携
 - 訪問介護員等に対する具体的な援助目標・援助内容の指示、利用者の状況についての情報の伝達
 - 訪問介護員等の業務の実施状況の把握
 - 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理の実施
 - 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施
 - その他サービス内容の管理に関する必要な業務の実施

～管理者としての職責～

- 管理者は、事業所の責任者として、従業者及び業務の一元的な管理を行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令をすることとされている。
- また、管理者は、事業者の指定・更新・取消等における欠格事由・取消事由に該当するか、どうかが問題となる「役員等」の中に含まれる重要な職種である。
- 県内でも、訪問介護事業所の指定取消やヘルパーによる利用者宅での窃盗事件など、指定事業所としてその管理責任が問われる問題が生じている。
- したがって管理者は、自ら不正等に關与しないことは当然であるが、事業所において基準違反・不適正請求がないかのチェック体制の整備、従業者に対する職業倫理・質質向上のための研修等の実施など適正な事業運営が図られるよう管理者としての職責を果たす必要があ

○ 介護等のうち特定期に偏してはならない。 居宅基準第 29 条の 2

事業者は、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。(通院等乗降介助を行なう事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。)また、事業所により提供しているサービス内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏り、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等乗降介助に限定されたりしてはならない。

「通院等のための乗車又は降車の介助」は、身体介護の一部を構成するものである。したがって、基準第 4 条及び第 29 条の 2 に照らして、当該サービス行為に偏つてサービスを提供することとは基準違反となり、都道府県知事の指導等の対象となるものである。
したがって、都道府県は、実態において、基準第 4 条及び第 29 条の 2 に照らして特定のサービス行為に偏っていないか、サービス担当者会議に参加しているかどうか、他のサービス事業者と十分に連携しているか等について十分に応じて指導を行うこと。
「『通院等のための乗車又は降車の介助』の適正な実施について」(平成 15 年 3 月 19 日老振規第 0319002 号) 参照

○ 勤務体制を定め、事業所の訪問介護員等によりサービスを提供しなければならない。 居宅基準第 30 条の 2

① 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。
～勤務表に記載すべき事項～
・ 当該従業者の職種
・ 常勤・非常勤の別
・ 勤務時間数
・ 職務の内容
・ 兼務の状況(別事業所の兼務も含む)
② 雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等によりサービスを提供すること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則第 1 条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他 の行為を業務として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であつてはならないことに留意すること。

○ 指定訪問介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。 居宅基準第 32 条
指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

○ 秘密保持、利用者又は家族の個人情報を用いる場合の同意。 居宅基準第 33 条
① 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
② 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
③ 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

○ 不当な働きかけの禁止 居宅基準第 34 条の 2

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なサービスを位置付けるよう求めることその他不當な働きかけを行つてはならない。

具体的には、例えば、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者が同一法人である場合や同一建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘査することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けるような場合が該当する。

○ 苦情処理の体制を整備し、適切に対応しなければならない。 居宅基準第 36 条

① 苦情処理の体制を整備しておかなければならぬ。
② 苦情を受け付けた際は、その内容を記録しなければならない。
③ 苦情に關し、市町村や国保連が行う調査等に協力することともに、指導又は助言に從い必要な改善を行わなければならない。
なお、苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に表示すること。

○ 会計の区分をしなければならない。 居宅基準第 38 条

事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
具体的な会計処理方法等については、以下の趣旨を参照すること。
※指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
(平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号)
※介護保険の給付対象事業における会計の区分について
(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号)

○ 記録を整備しなければならない。 居宅基準第 39 条

次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。
① 訪問介護計画
② 第 1 9 条 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
③ 第 2 6 条に規定する市町村への通知に係る記録
④ 第 3 6 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
⑤ 第 3 7 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※保存期間については、和歌山県の条例による。

5 介護報酬の算定構造

6 基本部分について

指定居宅サービス介護報酬単位数の算定構造

【訪問介護の区分】

		訪問介護費		(動作介護)	
身体介護		<身体介護>		比較的手間のかからない体位交換、移動介助、	
① 利用者の身体に直接接触して行う介助 サービス（そのために必要となる準備、後 かたづけ等の一連の行為を含む）		② 利用者の日常生活動作能力（ADL） や意欲の向上のために利用者と共に行う自 立支援のためのサービス		③ その他専門的知識・技術（介護を要す る状態となった要因である心身の障害や疾 病等に伴つて必要となる特段の専門的配 慮）をもつて行う利用者の日常生活上・社 会生活上のためのサービス	
生活援助		<生活援助>		<通院等乗降介助>	
身体介護の範囲に含まれる項目		身体介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのためには必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことなどが困難な場合に行われるものをいふ。		要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手手続き、移動等の介助を行うもの。	
基本部分		訪問介護の区分		訪問介護の区分	
（1）20分未満		（16単位）		（16単位）	
（2）20分以上30分未満		（24単位）		（24単位）	
（3）30分以上1時間未満		（384単位）		（384単位）	
（4）1時間以上		（576単位）		（576単位）	
（5）1時間以上2時間未満		（181単位）		（181単位）	
（6）20分以上45分未満		（223単位）		（223単位）	
（7）45分以上		（1回につき 98 単位）		（1回につき 98 単位）	
二相加算		（1月につき +200単位）		（1月につき +200単位）	
（1）生活援助向上（月別算算）		（1）生活援助向上（月別算算）		（1）生活援助向上（月別算算）	
生活援助向上（月別算算）		（月につき +100単位）		（月につき +100単位）	
改算		改算		改算	
（1）介護報酬見直し措置加算（1）		（1）介護報酬見直し措置加算（1）		（1）介護報酬見直し措置加算（1）	
（2）介護報酬見直し措置加算（II）		（2）介護報酬見直し措置加算（II）		（2）介護報酬見直し措置加算（II）	
改算加算		改算加算		改算加算	
（3）介護報酬見直し措置加算（III）		（3）介護報酬見直し措置加算（III）		（3）介護報酬見直し措置加算（III）	
（4）介護報酬見直し措置加算（IV）		（4）介護報酬見直し措置加算（IV）		（4）介護報酬見直し措置加算（IV）	
（5）介護報酬見直し措置加算（V）		（5）介護報酬見直し措置加算（V）		（5）介護報酬見直し措置加算（V）	

■ 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等における小規模事業所加算、支給限度管理の対象外の算定項目

加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

【身体介護中心型及び生活援助中心型の区分】

- 以下の考え方を基本に、いずれかの型を確定する。

<ul style="list-style-type: none"> ・専ら身体介護を行う場合 ・主として「生活介護」、「身の回り介護」を行うとともに、これらに関連して若干の生活援助を行う場合 <p>〔例〕簡単な調理(5分) + 食事介助(5分)</p>	<p>⇨ 身体介護中心型の 所定単位数を算定</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・専ら生活援助を行う場合 ・生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合 <p>〔例〕居室から居間までの移動介助(5分) + 居室の掃除(3.5分)</p>	<p>⇨ 生活援助中心型の 所定単位数を算定</p>

- 確定にあたっては、**居室サービス計画作成時点において、居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意することとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族に十分な説明を行い、同意を得ることが必要である。**

【身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い】

- 1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定する。
- 身体介護に生活援助を加算する方となるが、実際のサービスの提供は身体介護の後に引き続き生活援助を行う場合に限らない。

<p>○ 確定にあたっては、居室サービス計画作成時点において、居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意することとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族に十分な説明を行い、同意を得ることが必要である。</p>	<p>⇨ 居宅算定基準</p>
<p>○ 利用者に対して、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。</p>	<p>⇨ 居宅算定基準</p>
<p>○ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行つた時間を記録させることもしくは、当該時間が指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べて短時間となつている状態が続く場合には、サービス提供を行う者は、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画等について見直しを行わせるものとする。具体的には、介護報酬の算定に当たつて時間区分を下回る状態（例えば、身体介護を中心型において、標準的な時間が45分、実績は20分の場合）が1か月以上継続する等、常態化する場合等が該当する。</p>	<p>⇨ 居宅算定基準</p>
<p>○ 【Q】訪問介護の所要時間について</p> <p>【A】訪問介護の所要時間については、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とされており、利用者の心身の状況等を踏まえつつ設定する。</p> <p>訪問介護の所要時間は実際に訪問介護サービスを行った時間に限るため、例えば、交通機関の都合その他訪問介護サービスの必要以外の事由によって利用者の居宅に滞在した場合には、その滞在の時間は訪問介護の所要時間に算入しない。なお、身体介護サービスまたは生活援助サービスを提供する際の事前準備等として居宅において行われるサービス準備・記録等（健康チェック、環境整備など）は訪問介護の所要時間に含まれる。</p>	<p>⇨ 居宅算定基準</p>

【1日の訪問が複数回にわたる場合の取扱い】

- 身体介護が中心である指定訪問介護を行つた後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行つた場合（所要時間20分未満の身体介護中心型を算定する場合を除く。）は、身体介護が中心である場合の所定単位数にかかわらず、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに66単位（198単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。
- (例)寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとつてもらった後、居室の掃除を行う場合
- : 身体介護中心型 (20分以上30分未満) + 生活援助加算 (4.5分)
- : 身体介護中心型 (30分以上1時間未満) + 生活援助加算 (2.0分)
- ※身体介護中心型と生活援助中心型に分けてそれぞれ算定することはできず、身体介護に生活援助を加算する方式で算定する。
- ※20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、引き続き行われる生活援助の単位数の加算を行ふことはできない。（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）

- 2時間未満の場合は、1回の訪問介護としてそれぞれの所要時間を合算して算定する。

(例) 身体介護50分を行い、時間隔3.0分の後に、生活援助3.0分を行う場合

- : 身体介護中心型 (所要時間30分以上1時間未満) + 生活援助加算 (所要時間2.0分)

× : 身体介護中心型 (所要時間30分以上1時間未満) + 生活援助中心型 (所要時間2.0分以上4.5分未満)

- 「頻回の訪問」の要件に該当する場合を除き、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上 の間隔を空ける。

7 身体介護中心型

【身体介護中心型とは】

○ 「身体介護」とは、以下の介助等をいい、1人の利用者に対して訪問介護員等が1対1で行うことが原則である。

- ① 利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（そのためには必要となる準備、後からたづけ等の一連の行為を含む）
- ② 利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援ためのサービス
- ③ その他専門的知識・技術（介護を要する状態となつた要因である心身の障害や疾病等に伴つて必要となる特段の専門的配慮）をもつて行う利用者のサービス

(具体的な取扱いは、P50「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計10号)を参照すること。)

【20分未満の身体介護の算定】

○ 単なる安否確認や健康チェック、それに伴う若干の身体介護を行いう場合には、算定できない。

【Q】 20分未満の身体介護中心型については、下限となる所要時間を定めてはいないが、本時間区分により提供されるサービスについては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を想定しており、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。

また、いずれの時間帯においても20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き続き生活援助を行いうことは認められない（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）こと居宅算定基準留意事項

【Q】 20分未満の身体介護内容はどのようなものなのか。

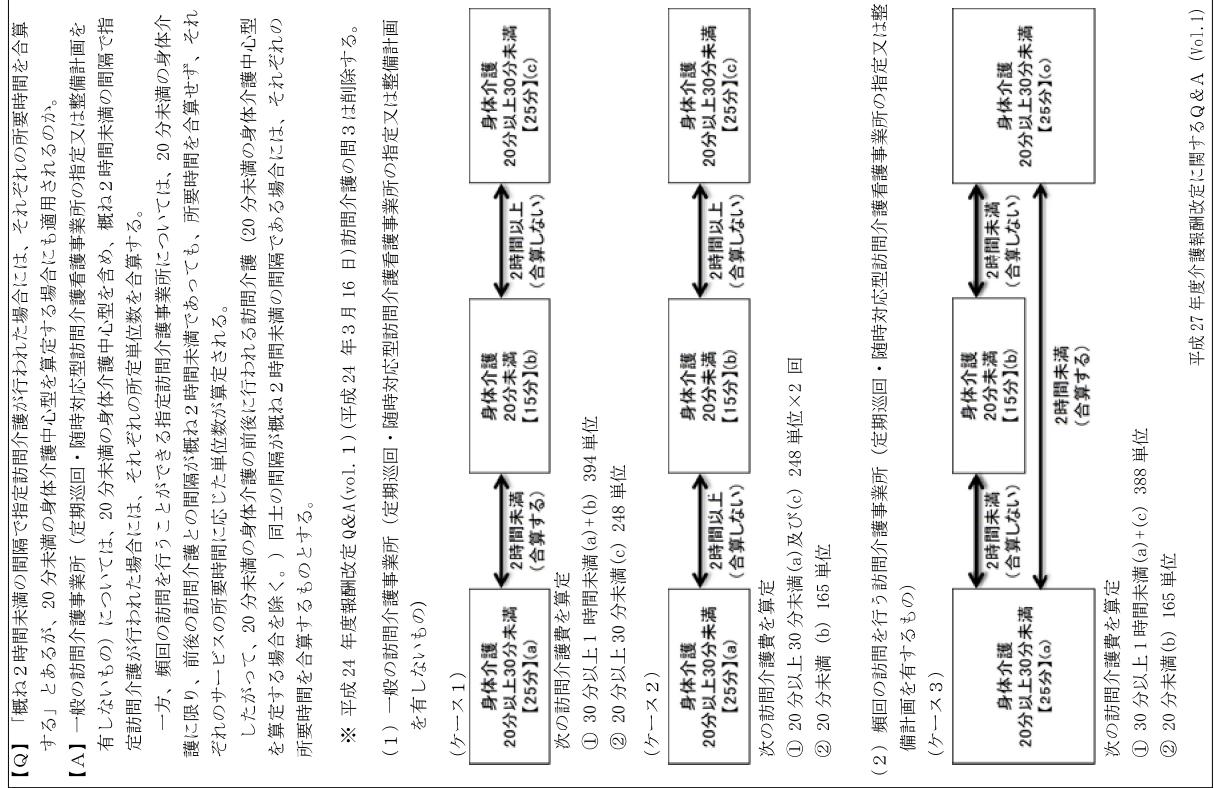
【A】 20分未満の身体介護の内容については、在宅の利用者の生活にとって定期的に必要となる排泄介助、体位交換、起床・就寝介助、服薬介助、服薬介助等の短時間サービスを想定しており、従前どおり単なる本人の安否確認や健康チェック、声かけ等のサービス提供の場合は算定できない。また、高齢者向けの集合住宅等において、車に事業所の効率の向上的みを理由として、利用者の意向等を踏まえずに本来20分以上の区分で提供すべき内容の身体介護を複数回に分け提供するといった取扱いは適切ではない。

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.267)

【Q】 20分未満の身体介護中心型については、「引き続き生活援助を行うことは認められない」とされているが、利用者の当日の状況が変化した場合に、介護支援専門員と連携した結果、当初の計画に位置付けられない生活援助の必要性が認められ、全体の所要時間が20分を超えた場合であっても同様か。

【A】 20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行うことを位置付けることはできない。なお、排泄介助の提供時に失禁によりシーツ交換やベッド周辺の清掃が必要となつた場合等においては、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が認める（事後の判断を含む。）範囲においてサービス内容の変更を行い、変更後のサービス内容に応じた所要時間に基づき、所要時間20分以上の身体介護又は生活援助として算定すること。

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.267)



- 「**頻回の訪問**」は、次の全ての要件を満たしていること。

体制要件：①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けている」

又は「当該指定を受けようとする計画を策定している（要介護3～5の者に指定訪問介護を行う事業所に限る。）」

② 利用者又は家族等からの連絡に常に応できる体制にある

③ 上記について体制の届出を行っている。

利用者要件：① 要介護1～2であつて日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMの者又は要介護3～5であつて寝たきり度がランクB以上の者

② サービス担当者会議で、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と判断された者

【自立支援のための見守り的援助】

○ 「**自立生活支援**のための見守り的援助」は身体介護の区分に含まれる。

- **自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態**で行う見守りを行い、単なる見守りや声かけは含まれない。
- **平成30年度介護報酬改定により、身体介護として行われる「自立支援のための見守り的援助」が明確化された。**【訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について】

【Q】自立生活支援のための見守り的援助の具体的な内容について

- [A]** **身体介護として区分される「自立生活支援のための見守り的援助」とは自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守りや声かけは含まれない。**

例えば、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助に関連する行為であつても、利用者と一緒に手助けしながら調理を行うとともに、安全確認の声かけや疲労の確認をする。

洗濯物と一緒に干したりたんぱりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う

・認知症性の高齢の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより生活圏の喚起を促す

・車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように援助する

という、利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に行う自立生活支援のためのサービス行為は身体介護に区分される。掃除、洗濯、調理をしながら単に見守り・声かけを行う場合は生活援助に区分される。

また、利用者の身体に直接接触しない、見守りや声かけを中心のサービス行為であつても、・入浴、更衣等の見守りで、必要に応じた介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などをを行う

・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけなど、声かけや見守り中心で必要なときだけ介助を行う

・移動時、転倒しないように厕について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように見守る

という介助サービスは自立支援、ADL向上の観点から身体介護に区分される。そうした要件に該当しない、単なる見守り・声かけは訪問介護として算定できない。

介護報酬に係るQ&Aについて（平成15年5月30日）

8 生活援助中心型

【生活援助中心型とは】

- 生活援助とは、居宅要介護者に対して行われる調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を営むものとします。
- 生活援助中心型の訪問介護費は、単身又は同居家族等が障害、疾病その他同様のやむを得ない理由により、家事を行うことが困難である場合に算定できる。

居宅算定基準

単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であつて、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第2号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものとします。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

居宅算定基準留意事項

「生活援助中心型」の単位を算定することができることとして、「利用者が1人暮らしかかる又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であつても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付けた場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他のやむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であつて最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

【生活援助の内容】

○ 「日常生活の援助」に該当しない行為は生活援助に含まれない。

「**生活援助**」とは、身体介護以外の訪問介護であつて、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされたが、次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。（具体的な取扱いは、指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年1月1月16日老振7-6号）を参照。）

①商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

②直接本人の援助に該当しない行為

・主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

③日常生活の援助に該当しない行為

・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

・日常的に行われる家事の範囲を超える行為

居宅算定基準留意事項

指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（平成12年11月16日老振第76号）	
(別紙)	一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例
1 「直接本人の援助」に該当しない行為	○ 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し	・主として、利用者が使用する居室等以外の掃除
・来客の応接（お茶、食事の手配等）	・自家用車の洗車・清掃等
2 「日常生活の援助」に該当しない行為	○ 訪問介護員が行わなくとも日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
① 訪問介護員等が行う要介護者等の輸送（通院等乗降介助を含む）	・草むしり
・花木の水やり	・犬の散歩等ペットの世話等
② 日常的に行われる家事の範囲を超える行為	・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ	・室内外家の修理、ベンキ塗り
・植木の剪定等の園芸	・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

介護輸送に係る法的取扱いについて（平成18年9月付け国土交通省・厚生労働省連名文書）抜粋	1. 訪問介護について
① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、「道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第43条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。	○ NPO法人その他の道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条に定める方法へ等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
③ 訪問介護員等が自己的車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。	④ 訪問介護サービス等に連絡して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることがあります。これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。
○ 条款・降車の介助のみを行った場合は、「通院等乗降介助」の算定対象とならない。	居宅算定基準留意事項
「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行いう場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。	○ 車からの乗降時に車内から見守るのみの場合、「通院等乗降介助」の単位を算定できない。
○ 「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行いう場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。	居宅算定基準留意事項
○ 「身体介護中心型」として算定する場合は、「身体介護」の単位を算定することはできない。	○ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合は、「身体介護」の単位を算定することはできない。
○ 指定訪問介護事業者が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、「身体介護中心型」の所定単位数は算定できない。	○ 通院等に伴い関連して行われる居室内外の声かけ・説明、目的地（病院）へ行くための準備を別に「身体介護中心型」として算定することではない。
○ 通院等に伴い関連して行われる居室内外の声かけ・説明、目的地（病院）へ行くための準備を別に「身体介護中心型」として算定することではない。	通院等乗降介助は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれ行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型」として算定できない。例えば、利用者の日常生活活動能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないよう常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車内から見守るのみでは算定対象とならない。
○ 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送（通院等乗降介助を含む）は、道路運送法上の有償運送であるとされており、道路運送法上の許可又は登録を受けて行う必要がある。	居宅算定基準

9 通院等乗降介助

【通院等乗降介助とは】

○ 通院等のため、訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助に併せ、乗車前・降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先・外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に算定する。

居宅算定基準

○ 要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回に所定単位数を算定する。

居宅算定基準

○ 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送（通院等乗降介助を含む）は、道路運送法上の有償運送であるとされており、道路運送法上の許可又は登録を受けて行う必要がある。

居宅算定基準

○ 「身体介護中心型」として算定する場合は、「身体介護」の単位を算定することはできない。	居宅算定基準留意事項
○ 指定訪問介護事業者が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、「身体介護中心型」の所定単位数は算定できない。	居宅算定基準留意事項
○ 通院等に伴い関連して行われる居室内外の声かけ・説明、目的地（病院）へ行くための準備を別に「身体介護中心型」として算定することではない。	通院等乗降介助は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれ行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型」として算定できない。例えば、利用者の日常生活活動能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないよう常に見守るのみでは算定対象とならない。
○ 通院等に伴い関連して行われる居室内外の声かけ・説明、目的地（病院）へ行くための準備を別に「身体介護中心型」として算定することではない。	居宅算定基準

- 「通院等乗降介助」を算定した場合は、通院先での受診中の待ち時間について、別に「身体介護中心型」を算定できない。

[Q] いわゆる介護タクシーにおける受診中の待ち時間について
[A] 「通院等乗降介助」は通院等のための外出に直接関連する身体介護の一連のサービス行為を包括評価しているため、通院先での受診中の待ち時間については、待ち時間の長さや待ち時間における介護の内容に問わらず、「通院等乗降介助」を算定することになり、別に「身体介護中心型」を算定できない。

介護報酬に係るQ&Aについて（平成15年5月30日）

- 通院等乗降介助の単位を算定するに当たっては、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要がある。

<p>「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、 ア 通院等に必要であることその他の車両への乗降がが必要な理由 イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨 ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要がある。</p>
居宅算定基準留意事項

【身体介護中心型が算定できる場合】

- 通院等乗降介助を行うことの前に連続して相当の所要時間を要しつ手間のかかる身体介護を行なう場合には、連続時間を控除した「身体介護中心型」の所定単位数が算定できる。
(要介護4、5の利用者に限る)

要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。
 (例) (乗車の介助の前に連続して) 寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

居宅算定基準留意事項

[Q] 「要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。」にいう「前後の所要時間」について
[A] 「要介護4又は要介護5の利用者に対して「身体介護中心型」を算定するためには、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前または後に連続して行われる手間のかかる、外出に直接関連する身体介護の所要時間は20～30分程度以上を要する。このとき、前の所要時間を通算できない。（なお、「身体介護中心型」を算定する場合の算定対象時間は運転時間を控除して前後の所要時間を通算する。）

(例)
 例①は乗車前に20分の「外出に直接関連する身体介護」を行っているため、身体介護中心型として算定できる。乗車前及び降車後の所要時間を通算して25分の身体介護として身体介護中心型（所要時間30分未満）を算定する。
 例②は乗車前又は降車後に20～30分程度以上の「外出に直接関連する身体介護」を行っていないため、身体介護中心型として算定できず、「通院等乗降介助」を算定する。

移乗・移動 介助	乗車介助	運転	降車介助	移乗・移動 介助	身体介護中心型を 算定可	身体介護中心型を 算定不可
① 20分				5分		
② 10分				10分		

○ 「通院等乗降介助」と「身体介護」の適用関係

- 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に通院して外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）を30分～1時間程度行った場合は、運転時間を控除した「身体介護中心型」の所定単位数が算定できる。

【Q】 通院等のための乗車・降車の介助の前後に通院して行われる外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）や生活援助（整理・清掃等）は別に算定できるのか。

[A] 「通院等乗降介助」の前後に連続して行われる行為のうち、外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）については、その所要時間が30分～1時間程度以上を要し、かつ身体介護が中心である場合に限り、外出に直接関連しない身体介護及び通院・外出介助を通算した所要時間（運転時間を控除する）に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

また、生活援助については、当該生活援助の所要時間が所定の要件を満たす場合に限り、その所要時間に応じた「生活援助中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できる。

介護報酬に係るQ&Aについて（平成15年5月30日）

○ 通院・外出介助における単なる待ち時間はサービス提供時間に含まない。

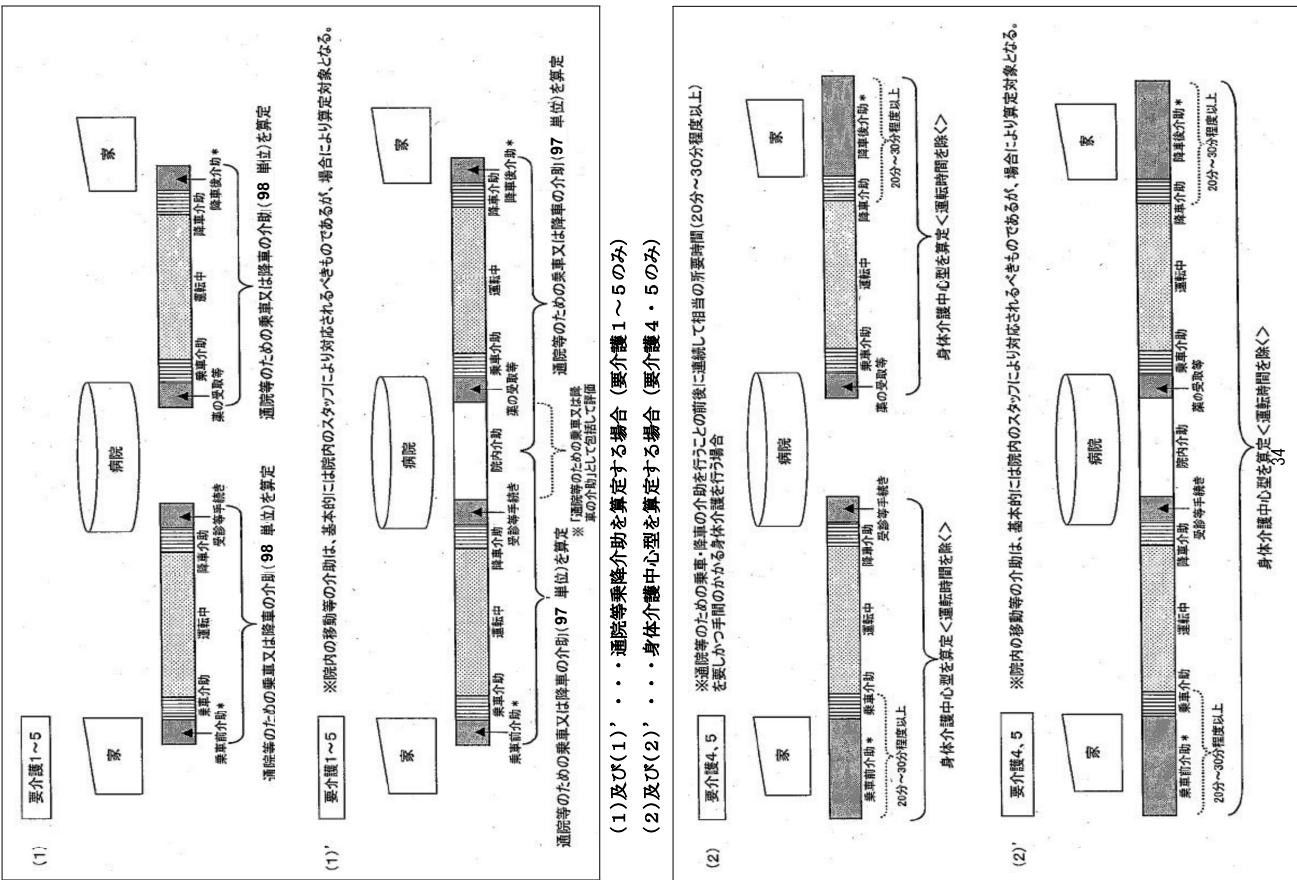
○ 室内の付添い行為だけをもつて単独行為として算定することはできない。

【Q】 通院・外出介助における受診中の待ち時間の取扱について

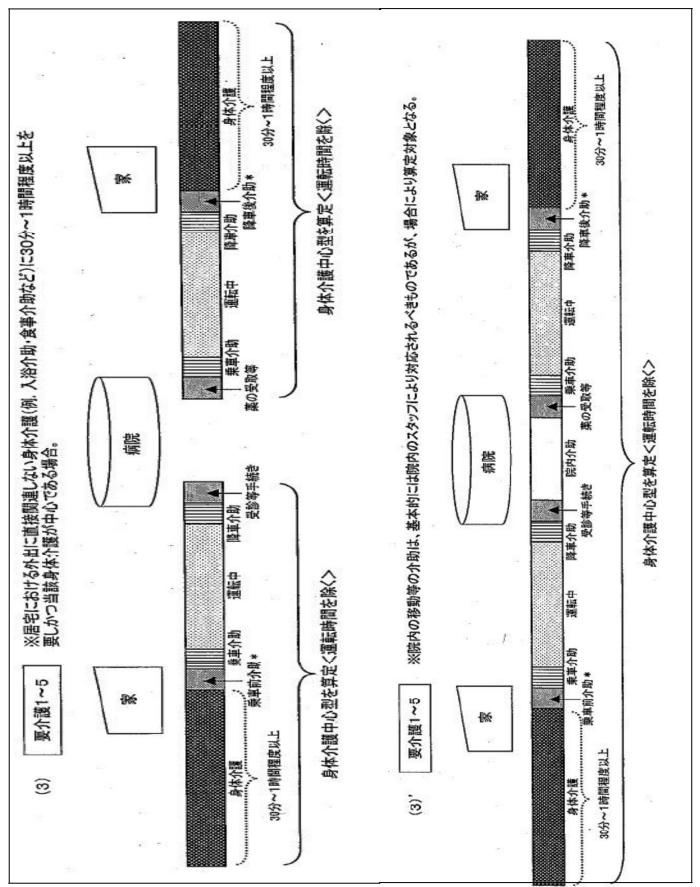
[A] 通院・外出介助における単なる待ち時間はサービス提供時間に含まない。院内の付添いのうち具体的な「自立生活支援のための見守り的援助」は、身体介護中心型として算定できる。

なお、院内の付添いなど居宅以外において行われる訪問介護については、居宅において行われる目的地（病院等）に行くための運輸行為を含む一連のサービス行為とみなしう得る場合に限り認められるため、院内の付添い行為をもつてして単独行為として算定することはできない。

介護報酬に係るQ&Aについて（平成15年5月30日）



(3)及び(3)'・・・身体介護中心型を算定する場合（要介護1～5のみ）



10 加算及び減算について

【概要】

身体介護 (2)～(4)	身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上的生活援助を行った場合	0分以上的生活援助を行った場合（所要時間20分未満の身体介護を中心とする場合は、身体介護が20分から所要時間が25分を増起算して25分を増すごとに66単位(198単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。(98単位を限度)
共生型居宅サービス	共生型居宅サービス（指定期居宅をサービス事業者をいう。）が当該事業を行なう事業所において「共生型居宅サービスを行なう指定居宅介護事業所」という。（）において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する共生型訪問介護（指定期居宅サービス基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下この注において同じ。）を行なった場合は、1回につき所定単位数の100分の70分に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスを行なう事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問介護を行なった場合は、1回につき所定単位数の100分の93分に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行なう事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問介護を行なった場合は、1回につき所定単位数の100分の93分に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行なう事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が当該事業を行なう事業所において指定障害福祉サービスの事業を行なう1回につき所定単位数の100分の93分に相当する単位数を算定する。	共生型居宅サービス（指定期居宅をサービス事業者をいう。）が当該事業を行なう事業所において「共生型居宅サービスを行なう指定居宅介護事業所」という。（）において、「共生型居宅サービスを行なう指定居宅介護事業所（以下この注において同じ。）を行なった場合は、1回につき所定単位数の100分の70分に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスを行なう事業所において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する共生型訪問介護（指定期居宅サービス基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下この注において同じ。）を行なった場合は、1回につき所定単位数の100分の70分に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスを行なう事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問介護を行なった場合は、1回につき所定単位数の100分の93分に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行なう事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が当該事業を行なう事業所において指定障害福祉サービスの事業を行なう1回につき所定単位数の100分の93分に相当する単位数を算定する。
事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の90%を算定する。	① 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の90%を算定する。	① 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の90%を算定する。
② ①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1人あたり50人以上の場合は、所定単位数の85%を算定する。	② ①の建物のうち、当該建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の85%を算定する。	② ①の建物のうち、当該建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の85%を算定する。
③ 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する場合は、所定単位数の90%を算定する。	③ 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する場合は、所定単位数の90%を算定する。	③ 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する場合は、所定単位数の90%を算定する。
2人の訪問介護員による訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等による場合 所定単位数の200/100	2人の訪問介護員による訪問介護を行なう場合について、次のいずれかに該当する場合に算定する。	2人の訪問介護員による訪問介護を行なう場合について利用者又はその家族等による場合
	① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合（例：体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合）	① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合（例：体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合）
	② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合	② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
	③ その他利用者の状況等から判断して、①又は②に満たさると認められる場合（例：エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合）	③ その他利用者の状況等から判断して、①又は②に満たさると認められる場合（例：エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合）

		<p>④加算対象となる訪問介護の所要時間は、介護支援専門員が判断</p> <p>⑤時間隔△概ね2時間、20分未満の身体介護の算定要件の規定はこの加算を算定する場合、適用されない。</p> <p>⑥要請のある時間、要請の内容、提供時刻、当加算の対象である旨を記録すること。</p>	
		<p>初回加算 1月につき+200 単位</p> <p>①+100 単位 ②+200 単位</p>	
<p>特定事業所加算 I : +20／100 II : +10／100 III : +10／100 IV : + 5／100</p> <p>※特定事業所加算 (IV) に関しては特定事業所加算 (I) から (III) の体制要件、人材要件及び重度対応要件と基準が異なるため注意</p>		<p>指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者が初めて訪問介護を行った場合は初回の指定訪問介護を実施し、その後の他の訪問介護を行った場合は初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護を実施する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位を加算する。</p> <p>① サービス提供責任者が、指定訪問介護計画を作成した利用者が、指定訪問介護計画を作成した月にハビリテーション事業所、指定通所又はハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が所在しないものに限る。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。</p> <p>② 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所又はリハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が所在しないものに限る。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護は言語聴覚士と連携し、当該指定訪問介護が行われた月の属する月に、1月につき所定単位数を加算する。</p>	

夜間・早朝の場合又は深夜	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護の開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定する	早朝(+25)/100 深夜(+50)/100	早朝(6:00～8:00) 夜間(18:00～22:00) 深夜(22:00～6:00)
特定地域訪問介護加算 +15／100	以下の基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ている事業所が指定訪問介護を行った場合に算定できる。 体制要件+人材要件+重度対応要件 → 特定事業所加算 (I) 体制要件+人材要件 → 特定事業所加算 (II) 体制要件+重度対応要件 → 特定事業所加算 (III) 体制要件+人材要件+重度対応要件 → 特定事業所加算 (IV) ※特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外。		
中山間地域等における小規模事業所加算 +10／100	「厚生労働大臣が定める地域」に所在する、指定訪問介護事業所又はサテライト事業所を業務の本拠地とする訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に算定する。		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5／100	以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。 (1) 事業所が「厚生労働大臣が定める地域」に所在すること(特別地域加算の対象地域を除く)。 (2) 延訪問回数が200回以下/月(介護予防訪問介護は利用者が5人以下/月)の事業所であること。		
緊急時訪問介護加算 +100 単位	「厚生労働大臣が定める地域」に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合は、1回につき所定単位の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。 →「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規定に定める「通常の事業の実施地域」。 この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は微収不可。		

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときには、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居をサービス計画において計画的に訪問することになつてない訪問介護(身体介護)を緊急に行つた場合は、1回につき100単位を加算する(以下の①～⑥の要件を満たすこと)。

⇒①利用者又はその家族の要請から24時間以内に行つた場合。
②1回の要請につき1回を限度
③介護支援専門員とサービス提供責任者の連携により、介護支援専門員が必要と判断した場合

<p>介護職員処遇改善加算 (I) 各種加算減算を 加えて算定した単位数 の 137/1000</p> <p>(II) 各種加算減算を 加えて算定した単位 数の 100/1000</p> <p>(III) 各種加算減算を 加えて算定した単位 数の 55/1000</p> <p>(IV) : (III) の 90%</p> <p>(V) : (III) の 80%</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改 善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、指定 訪問介護を行った場合に算定できる。</p> <p>※(I)、(II)及び(V)については、平成 33 年 3 月 31 日までの間、 (IV)及び(V)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間算 定できる。</p> <p>(III) : 各種加算減算を 加えて算定した単位 数の 55/1000</p>
--	--

【事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利
用者に対する訪問介護算定】

- ① 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物若しくは訪問介護事業所と同
一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者に対し、指定訪問介護
を行った場合は、所定単位数の 90%を算定する。(②に該当する場合を除く)
 - ② 上記①に該当する場合に、事業所における 1 月当たりの利用者が 50 人以上居住する利
用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の 85%を算定する。
 - ③ 事業所における 1 月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する利用者に対して、
指定訪問介護を行った場合は、所定単位の 90%を算定する。

(注) Q & A 等について改定版がない部分については、従来のものを使用しているため、
読み替え等を行うこと。

- 指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）等に居住する利用者に対する取扱い
- ①同一敷地内建物等の定義
- 「同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。
- 具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること
- ②同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義
- イ 当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するものの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
- ロ この場合の利用者数は、1月間（毎月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小敷点以下を切り捨てるものとする。また、当該指定訪問介護事業所が、第一号訪問事業（指定入浴介護事業所）と同一の敷地内が定めるものとして市町村が認めたるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。
- ③ 当該減算は、指定訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価することに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。
- （同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例）
- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
 - ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合
- ④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物について、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問介護事業所の指定訪問介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。
- ⑤ 同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の定義
- イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問介護事業者の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
- ロ この場合の利用者数は、1月間（毎月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。

- 【Q】月の途中に、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。
- 【A】集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。
- 月の定期報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬（日割り計算）について減算の対象となる。
- なお、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象となる。また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。
- * 平成24年度報酬改定 Q&A (vol. 1) （平成24年3月16日）訪問系サービス関係共通事項の問1は削除する。
- 【Q】集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供世帯率化につながらない」場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのよう範囲を想定しているのか。
- 【A】集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅養護管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一の敷地内に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。
- 従来の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）が一体的に建築物に限り減算対象としていたところである。
- 今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価するとして、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地に点在する集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。
- このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合はとは移動時間が明らかに異なるものに減算対象とはならないものと考えている。
- ・広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人）都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような複数の敷地）
 - ・幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するためには迂回しなければならないもの
- 【Q】「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合は減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなる。
- 【A】算定月の実績で判断することとなる。
- 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

【特定事業所加算】

1 特定事業所加算 (I) ~ (III)

【Q】「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者のうち、異なる者の数を指すのか。」
【A】この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供事業所との契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。）

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)
【Q】集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

【A】サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

【2人訪問介護員等による訪問介護】

○ 単なる安全確保のために行った場合は、原則として算定できない。

単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、所定単位数の100分の200に相当する単位数は算定されない。

居宅算定基準留意事項

【夜間・早朝・深夜の訪問介護】

○ 全体のサービス提供時間に占める加算対象時間帯の割合がごくわずかな場合においては、算定できない。

居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービスクレジット開始時刻が計算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとする。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかの場合においては、当該加算は算定できない。

居宅算定基準留意事項

【体制要件】
①事業所の全ての訪問介護員等（登録型を含む。）に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
③指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から直報告を受けること。
④事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を一年以内ごとに一回実施すること。
⑤緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。（重要事項説明書の交付で可）

【人材要件】

①事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上であること。又は、介護福祉士、実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者の占める割合が5割以上であること。
②全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者であることは、（居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な事業所については、2人以上が常勤であること。）

【重度要介護者等対応要件】

前年度又は前3期間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4～5である者・認知症日常生活自立度Ⅲ以上である者・たんの呼吸吸引・鼻腔内の喀痰吸引
吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻栄養（栄養）の行為を必要とする者の占める割合が2割以上であること。（割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できること。社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる。）

2 特定事業所加算(IV)

【体制要件】

- ① 1体制要件②から⑤までは掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ② 指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

【人材要件】

居宅サービス基準上配置が必要な常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、配置が必要なサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。

【重度介護者等対応要件】

前年度又は前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5である者・認知症日常生活自立度Ⅲ以上である者・たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻栄養業）の行為を必要とする者の占める割合が6割以上であること。（割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行ったための登録を受けているものに限られる。）

居宅算定基準

【緊急時訪問介護加算】

- サービス提供責任者について、特に労力がかかる緊急時の対応を評価したもの。

緊急時訪問介護加算について

- ① 「緊急に行つた場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない、（当該指定訪問介護を提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるものをいう。）訪問介護（身体介護を中心のものに限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから2～4時間以内に行つた場合をいうものとする。
- ② 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。
- ③ 緊急時訪問介護加算は、サービス提供責任者が、事前に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護を中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算されるものであるが、やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前の連携が图れない場合に、指定訪問介護事業所により緊急に身体介護を中心型の訪問介護が行わされた場合であって、事後に介護支援専門員によって、当該訪問が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。
- ④ 当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、利用者又はその家族等からの要請内容から、当該訪問介護に要する標準的な時間を、介護支援専門員が判断する。なお、介護支援専門員が、実際に行われた訪問介護の内容を考慮して、所要時間を変更することは差し支えない。

- ⑤ 当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、(4)③及び⑤)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても、20分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる訪問介護と当該訪問介護の前後に行われた訪問介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する。（所要時間を合算する必要はない。）ものとする。
- ⑥ 緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、指定居宅サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時間及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

居宅算定基準留意事項

【Q】緊急時訪問介護加算の算定期において、訪問介護計画及び居宅サービス計画の修正は必要か。

【A】緊急時訪問介護加算の算定期における事務処理については、次の取扱いとすること。

- ① 指定訪問介護事業所における事務処理
- ・訪問介護計画は必要な修正を行うこと。
- ・居宅サービス基準第19条に基づき、必要な記録を行うこと。
- ② 指定居宅介護支援における事務処理
- ・居宅サービス計画の変更を行うこと（すべての様式を変更する必要はなく、サービス利用票の変更等、最小限の修正で差し支えないと。）

【Q】ヘルパーの訪問時に利用者の状態が急変した際等の要請に対する緊急対応等について、緊急時訪問介護加算の対象とはなるか。

【A】この場合は、緊急時訪問介護加算の対象とはならない。

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.69)

【Q】緊急時訪問介護加算の算定期における訪問介護の所要時間はどのように決定するのか。

- 【A】要請内容から想定される、具体的なサービス内容にかかる標準的な時間とする。したがって、要請内容については適切に把握しておくこと。また、本加算の特性上、要請内容からは想定できない事態の発生も想定されることから、現場の状況を介護支援専門員に報告した上で、介護支援専門員が、当初の要請内容からは想定しがたい内容のサービス提供が必要だと判断（事後の判断を含む。）した場合は、実際に提供したサービス内容に応じた標準的な時間（現に要した時間ではないことに留意すること。）とすることも可能である。
- なお、緊急時訪問介護加算の算定期は、前後の訪問介護との間隔は概ね2時間未満であっても所要時間も合算する必要なく、所要時間20分未満の身体介護中心型（緊急時訪問介護加算の算定期に限り、20分未満の身体介護に引き続き生活援助中心型を行う場合の加算を行うこと）も可能）の算定は可能であるが、通常の訪問介護費の算定期と同様、訪問介護の内容が安否確認・健診チェック等の場合は、訪問介護の対象とならないことに留意すること。

平成21年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.67)

【初回加算】

○ サービス提供責任者について、特に労力がかかる初回時の対応を評価したもの。

初回加算について

- ① 本加算は、利用者が過去2月間（暦月）に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けている場合に算定できるものである。
- ② サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合には、指定居宅サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合には、当該サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。
居宅算定基準留意事項

【Q】初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。

- 【A】初回加算は過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは毎月（月の初日から月末まで）によるものとする。したがって、例えば、4月15日に利用者が指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けない場合となる。また、次の点にも留意すること。

- ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。
- ② 一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないこと（介護予防訪問介護費の算定期においても同様である。）。

【Q】緊急時訪問介護加算及び初回加算を算定する場合に、利用者の同意は必要か。

- 【A】緊急時訪問介護加算及び初回加算はいずれも、それぞれの要件に合致する指定訪問介護を行った場合に、当然に算定されるものである。
- したがって、その都度、利用者からの同意を必要とするものではないが、居宅サービス基準第8条に基づき、事前にそれぞれの加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておく必要がある。

平成21年4月改定関係Q&A (Vol. 1)

1.1 共生型訪問介護について

○ 共生型訪問介護に関する基準【基準】

共生型訪問介護とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第29条第2項に規定する障害福祉サービスをいう。）の事業を行なう者が、要介護者に対して提供する指定訪問介護をいうものであり、共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

- (1) 従業者（ホームヘルパー）、サービス提供責任者の員数及び管理者（居宅基準第39条の2第1号、第39条の3）

① 従業者（ホームヘルパー）

指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下この4において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

② サービス提供責任者

共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上とする。
この場合には、サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。なお、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

③ 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の一の1の（3）を参照されたいこと。
なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

④ 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。
（3）指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（居宅基準第39条の2第2号）

⑤ 運営に関する基準（居宅基準第39条の3）

居宅基準第39条の3の規定により、居宅基準第4条及び第2章第4節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用されるものであるため、第3の一の3を参照されたいこと。

（5）その他の共生型サービスについて
高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、
・デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度との両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの
・法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの

・障害福祉制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けている
・を活用しているものについても、「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。
なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるかどうか判断することとなる。

美地指算自主檢測題集 (附圖介鑑)

自王氏檢閱書(詩歸分譜)

主點檢圖書(請問介體)

自主点播观看(韩国分集)

自主点播观看(韩国公播)

自主点播服务(韩国分发)

自主檢驗問題 (請問介面)

自主点播服务(韩国分发)

自主点校圖書(新開介面)

計算 加算		基準の内容(指標項目)	過去	確認書類	当日確認書類
初期加算	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料 支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料
		初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料
生活機能向上追跡加算【I】	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料 支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料
		初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料
生活機能向上追跡加算【II】	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料 支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料
		初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	支一把て提供する、初期回収する 分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料	初期の賃料を翌月の賃料に充当する 初期回収する分譲料付賃貸取引の賃料

自主点播观看(节目分类)

概要基準	基準の内容(指標項目)	適否	特定期数別算(I)①~⑤	特定期数別算(II)	特定期数別算(III)	回上
加算	当日確認事項	確認事項	特定期数別算(I)①~⑤	特定期数別算(II)	特定期数別算(III)	回上
	特定期数別算(IV)	特定期数別算(IV)	④特定期数別算(IV)①~⑤	④特定期数別算(IV)①~⑤	④特定期数別算(IV)①~⑤	回上
	特定期数別算(V)	特定期数別算(V)	⑤特定期数別算(V)①~⑤	⑤特定期数別算(V)①~⑤	⑤特定期数別算(V)①~⑤	回上
	特定期数別算(VI)	特定期数別算(VI)	⑥特定期数別算(VI)①~⑤	⑥特定期数別算(VI)①~⑤	⑥特定期数別算(VI)①~⑤	回上
	特定期数別算(VII)	特定期数別算(VII)	⑦特定期数別算(VII)①~⑤	⑦特定期数別算(VII)①~⑤	⑦特定期数別算(VII)①~⑤	回上

自主点播观看(韩国公播)

白王兵換圖書(新開介譯)

自主点播观看(韩国公播)

小額計算	基準の内容(指導項目)	題名	算定基準
当日確定書類	※下記の全工作業量を算定額に含む。 ③下記の全工作業量を算定額に含む a. (本) 17人乗車用件目 b. 乗務員登場料(17人乗車用件目) c. 駐輪料(17人乗車用件目) d. 乗務員登場料(17人乗車用件目) e. 乗務員登場料(17人乗車用件目) f. 乗務員登場料(17人乗車用件目) g. 乗務員登場料(17人乗車用件目) h. 乗務員登場料(17人乗車用件目) i. 乗務員登場料(17人乗車用件目) j. 乗務員登場料(17人乗車用件目) k. 乗務員登場料(17人乗車用件目) l. 乗務員登場料(17人乗車用件目) m. 乗務員登場料(17人乗車用件目) n. 乗務員登場料(17人乗車用件目) o. 乗務員登場料(17人乗車用件目) p. 乗務員登場料(17人乗車用件目) q. 乗務員登場料(17人乗車用件目) r. 乗務員登場料(17人乗車用件目) s. 乗務員登場料(17人乗車用件目) t. 乗務員登場料(17人乗車用件目) u. 乗務員登場料(17人乗車用件目) v. 乗務員登場料(17人乗車用件目) w. 乗務員登場料(17人乗車用件目) x. 乗務員登場料(17人乗車用件目) y. 乗務員登場料(17人乗車用件目) z. 乗務員登場料(17人乗車用件目)	題名	算定基準
回上	介護職員処遇改善加算(1) a. 一定の基準を満たす定期的介護食料 b. 定期交代組み c. 介護職員の定期的通勤手当 d. 介護職員の定期的通勤手当 e. 介護職員の定期的通勤手当 f. 介護職員の定期的通勤手当 g. 介護職員の定期的通勤手当 h. 介護職員の定期的通勤手当 i. 介護職員の定期的通勤手当 j. 介護職員の定期的通勤手当 k. 介護職員の定期的通勤手当 l. 介護職員の定期的通勤手当 m. 介護職員の定期的通勤手当 n. 介護職員の定期的通勤手当 o. 介護職員の定期的通勤手当 p. 介護職員の定期的通勤手当 q. 介護職員の定期的通勤手当 r. 介護職員の定期的通勤手当 s. 介護職員の定期的通勤手当 t. 介護職員の定期的通勤手当 u. 介護職員の定期的通勤手当 v. 介護職員の定期的通勤手当 w. 介護職員の定期的通勤手当 x. 介護職員の定期的通勤手当 y. 介護職員の定期的通勤手当 z. 介護職員の定期的通勤手当	題名	算定基準
	介護職員処遇改善加算(3) a. 平成27年4月より誕生日に必要な手当 b. 介護職員の定期的通勤手当 c. 介護職員の定期的通勤手当 d. 介護職員の定期的通勤手当 e. 介護職員の定期的通勤手当 f. 介護職員の定期的通勤手当 g. 介護職員の定期的通勤手当 h. 介護職員の定期的通勤手当 i. 介護職員の定期的通勤手当 j. 介護職員の定期的通勤手当 k. 介護職員の定期的通勤手当 l. 介護職員の定期的通勤手当 m. 介護職員の定期的通勤手当 n. 介護職員の定期的通勤手当 o. 介護職員の定期的通勤手当 p. 介護職員の定期的通勤手当 q. 介護職員の定期的通勤手当 r. 介護職員の定期的通勤手当 s. 介護職員の定期的通勤手当 t. 介護職員の定期的通勤手当 u. 介護職員の定期的通勤手当 v. 介護職員の定期的通勤手当 w. 介護職員の定期的通勤手当 x. 介護職員の定期的通勤手当 y. 介護職員の定期的通勤手当 z. 介護職員の定期的通勤手当	題名	算定基準
	介護職員処遇改善加算(3) a. 平成27年4月より誕生日に必要な手当 b. 介護職員の定期的通勤手当 c. 介護職員の定期的通勤手当 d. 介護職員の定期的通勤手当 e. 介護職員の定期的通勤手当 f. 介護職員の定期的通勤手当 g. 介護職員の定期的通勤手当 h. 介護職員の定期的通勤手当 i. 介護職員の定期的通勤手当 j. 介護職員の定期的通勤手当 k. 介護職員の定期的通勤手当 l. 介護職員の定期的通勤手当 m. 介護職員の定期的通勤手当 n. 介護職員の定期的通勤手当 o. 介護職員の定期的通勤手当 p. 介護職員の定期的通勤手当 q. 介護職員の定期的通勤手当 r. 介護職員の定期的通勤手当 s. 介護職員の定期的通勤手当 t. 介護職員の定期的通勤手当 u. 介護職員の定期的通勤手当 v. 介護職員の定期的通勤手当 w. 介護職員の定期的通勤手当 x. 介護職員の定期的通勤手当 y. 介護職員の定期的通勤手当 z. 介護職員の定期的通勤手当	題名	算定基準

自主点播调看(节目分发)

加算	指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	指導課題	当日指導事項
向上	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	①下記の全てを満たす ②下記の全てを満たす ③介護職員の職務内容等を踏 り、介護職員が既存の職務を実施 する上で目標及び方法、資源を明確 に示す。資源を明確に示す場合は、 資源の利用等の要件(介護職員の資格 等)を含む。 ④介護職員の職務内容等を踏 り、介護職員が既存の職務を実施 する上で目標及び方法、資源を明確 に示す。資源を明確に示す場合は、 資源の利用等の要件(介護職員の資格 等)を含む。	なし	なし	なし
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	①介護職員の職務内容等を踏 り、介護職員が既存の職務を実施 する上で目標及び方法、資源を明確 に示す。資源を明確に示す場合は、 資源の利用等の要件(介護職員の資格 等)を含む。 ②介護職員の職務内容等を踏 り、介護職員が既存の職務を実施 する上で目標及び方法、資源を明確 に示す。資源を明確に示す場合は、 資源の利用等の要件(介護職員の資格 等)を含む。	なし	なし	なし

自主点播观看(新闻分发)

和歌山県知事

介護給付費算定に係る体制等に関するこのことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。
和歌山県知事 様

日 月 年 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）

印地名 桥地任川 このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

備考1 受付番号：事業所所在市町村番号】欄には記載しないでください。

備考2 「株式会社」又は「有限公司」等の類を記入してください。

備考3 「法人所轄店」欄は、申請者が認可申請人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

備考4 「実施事業区分」欄は、申請する欄に「〇」を記入してください。

備考5 「認可申請等の区分」欄には、(部屋)、「一(2)」(介護付)賃貸等に係る体積等が記入して下さい。

備考6 「買賣員別区分」、その他該する体積等、割引を記載して下さい。

備考7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載して下さい。

備考8 「主たる事業所の所在地以外の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄幅を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

加算		基準の内容(指導項目)	確認事項	箇点	指定基準
回上	介護職員処遇改善加算(II)	介護職員処遇改善加算 < (I)(II)(III)(IV)(V)共通 > の全 分類台帳。	介護職員・介護士	110点	介護職員処遇改善加算(II)
回上	介護職員処遇改善加算(III)	介護職員処遇改善加算 < (I)(II)(III)(IV)(V)共通 > の全 分類台帳。	介護職員・介護士	110点	介護職員処遇改善加算(III)
回上	介護職員処遇改善加算(IV)	介護職員処遇改善加算 < (I)(II)(III)(IV)(V)共通 > の全 分類台帳。	介護職員・介護士	110点	介護職員処遇改善加算(IV)
回上	介護職員処遇改善加算(V)	介護職員処遇改善加算 < (I)(II)(III)(IV)(V)共通 > の全 分類台帳。	介護職員・介護士	110点	介護職員処遇改善加算(V)

(上册)

上級書士會草元乙様の本刊等承認一覽表（皆毛子一人・彌慶子一人）

6-3-61 / 1

1

ノ織物・文具・書道工場の体験等が見一覽表（居宅共一社・施設共一社）

(列印範例) 公司總部付費算定 德國公司 制備供應一覽表 (需另付一頁) 諸君一覽

(別冊1) 分離給付費算定表を併記する一覧表(原書計一式)、施設券一式)

卷之三

(用紙1) お隣の住民は、この件についても、同じく賃貸住宅を一棟（1戸）で借りて暮らす人。

(上) 300

本章節主要討論了如何在 Python 中實現一個簡單的卷積神經網絡（Convolutional Neural Network, CNN）。我們首先簡要地介紹了 CNN 的基本概念，並說明了它在圖像識別領域中的應用。然後，我們展示了如何使用 TensorFlow 和 Keras API 實現一個卷積神經網絡，並說明了各個部分的功能和作用。最後，我們提供了幾個實驗室級的範例，讓你可以在自己的電腦上運行並修改這些範例，以進一步理解 CNN 的工作原理。

分析證據並釐清它們的法律效果與範例 (周易卦二爻爻 · 離䷝卦二爻爻)

(列綱 1)

介護給付費算定口添の体制状況一覧表（居宅介護支援・施設介護）

(列綱 1)

今後給付費算定に係る算定基準一覧表（居宅介護・施設介護）

(別紙1)

一个能够计算定积分、体积、制等状况一算表（居它计一它人·施它计一它人）

(別紙1)

小説繪本賞定会議の体制等について（尾形一巳・施設一巳）

(別紙1)

(11月 - 6週間 - 11月 - 6週間) 週26 - 26週間(地図の表示) 週26 - 26週間(地図)

(1)

(列印範例) 公司總部付費算定乙條為本制備次序統一標準 (需另付乙式、總費計一乙式)

介護給付費算定上添え付制等基準一覧表（居宅介護・施設介護）

サービス種類	届出の種類	添付書類
訪問介護	施設等の区分 ・通院等乗降介助	・道路運送法の許可証の写し ・運賃の認可証の写し ・二種免許取得者の免許証の写し ・二種免許取得者のヘルパー研修修了書の写し 原本証明必要 ・車両の写真 (車両ナンバー、車体の表示が確認できるもの) ・車両の車検証の写し ・事業所の運営規程
	定期巡回・随時対応サービスに係る状況等に (20分未満の身体 介護)	・定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に 係る届出書(別紙15) ・事業所の運営規程 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定 を受けようとする計画書を策定している場合は 計画書の写し ①特定事業所加算に係る届出書(別紙10) ②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7-1) ※届出日前一月のもの ③資格証の写し(介護福祉士、介護職員基礎研修 課程修了証、1級課程修了証) 原本証明必要 ④人材要件に係る算出表(参考様式1) ⑤実務経験証明書(参考様式5) ※サービス提供責任者の実務経験を選択した場合 に添付 ⑥重度要介護者等対応要件に係る算出表 (参考様式2-1) ※(IV)の場合(参考様式2-2)
	特定事業所加算 (I) ①～⑥ (II) ①～⑤ (III) ①、②、⑥ (IV) ①、②、③、⑤ ⑥	【添付書類不要】
	特別地域加算	・中山間地域等における小規模事業所加算に係る 算出表(参考様式3)
	介護職員処遇改善加算	<加算(I)～(IV)共通> ①介護職員処遇改善加算の届出に係るチェックシート ②介護職員処遇改善加算届出書(別紙様式3) ※単一事業所の場合に使用。 ③介護職員処遇改善加算届出書(別紙様式4) ※複数の事業所を一括して届け出る場合に使用。 ④介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)

		<p>⑤事業所一覧表【別紙様式2（添付書類1）】 ※複数の事業所を一括して届け出る場合は添付が必要。</p> <p>⑥都道府県状況一覧表【別紙様式2（添付書類2）】 ※都道府県等の圏域を越えて所在する複数の事業所に係る計画書を一括して作成する場合は添付が必要。</p> <p>⑦市町村一覧表【別紙様式2（添付書類3）】 ※複数の事業所を一括して届け出る場合は添付が必要。</p> <p>⑧計画書周知証明【別紙様式2（添付書類4）】</p> <p>⑨就業規則</p> <p>※就業規則の作成義務がない事業所で、就業規則を作成していない場合は、「雇用契約書」又は「労働条件通知書」の写しを添付。</p> <p>⑩給与規程</p> <p>※就業規則とは別に、賞金・退職手当・臨時の賞金等に関する規程（給与規程）を定めている場合は添付が必要。</p> <p>⑪労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届等の納入証明書（写）等）</p> <p>⑫サービス行為ごとの区分等についての趣旨及び内容</p> <p>⑬キャリアパス要件について【別紙様式2】</p> <p>※平成26年度以前にキャリアパス要件を提出している介護サービス事業所等が、県に届出をする場合は、キャリアパス要件についての内容に変更がなければ、その提出を省略することができます。ただし、新たに加算1を算定する場合や、市町村に届出をする場合は、省略することはできませんので、ご注意ください。</p>
--	--	---

老振第0330第2号
平成30年3月30日

厚生労働省老健局振興課長
(公印省略)

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について

平成30年度介護報酬改定においては、訪問介護について、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、生活機能向上率携加算の見直し、「自立生活支援のための見守り的援助」の明確化、訪問回数の多い利用者への対応を行うことにより、自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価することとしている（参考資料参照）。

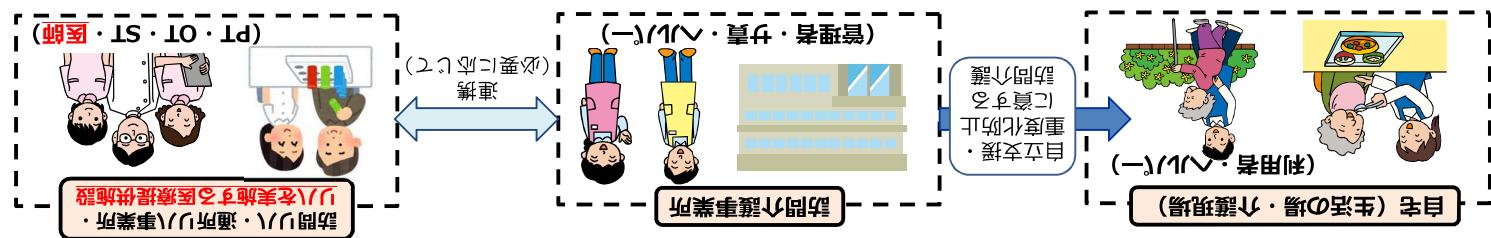
本通知は、身体介護における「自立生活支援のための見守り的援助」の明確化を行うため、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成30年3月17日老計第10号）」について、別紙のとおり見直しを行い、平成30年4月1日から適用するものである。

改正後の「訪問介護におけるサービス提供責任者、住宅介護支援事業所の介護支援専門員等の関係者に周知されることが重要である。

なお、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」において示す個々のサービス行為の一連の流れは、あくまで例示であり、実際に利用者にサービスを提供する際には、当然、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められることを改めて申し添える。

各都道府県においては、本通知の趣旨及び内容を御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

(改正部分は赤字で線部分)



自立支撐·重慶北防上行貨車子防開介鏈之推進·平頭

○生活機能向上運動加算(Ⅰ) 100単位／月 (新設：理學療法士等の自宅訪問は不要)	○身体介護中心型	現行	改定後
→ 200単位／月 (既存の生活機能向上運動加算(100単位)の効果)			
→ 200単位／月 (既存の生活機能向上運動加算(100単位)の効果)	20分未満	165単位	245単位
→ 200単位／月 (既存の生活機能向上運動加算(100単位)の効果)	20分以上30分未満	165単位	388単位
→ 200単位／月 (既存の生活機能向上運動加算(100単位)の効果)	30分以上1時 間未満	394単位	564単位
→ 200単位／月 (既存の生活機能向上運動加算(100単位)の効果)	1時間以上1時 間未満	575単位	80単位
→ 以降30分未満	以降30分未満	83単位	67単位
→ 生活援助計算	生活援助中型	67単位	93単位
→ 生活援助計算	20分以上45分 未満	181単位	183単位
→ 生活援助計算	45分以上	223単位	225単位

【参考資料】
脂肪介質(脂肪供給)と自己支撑・重複化脂肪(蓄積)をもつての推進・静止

(注) 見附の「1-6. 自立生活支援のための見守りの援助」(自立支援、ADLに関する援助から安全を確保するまでの援助分野)を扶養者手帳に記入する。